

## リニア時代を見据えた都市サービスへのデジタル技術の実装に向けた 連携協定書

飯田市（以下「甲」という。）、株式会社オリエンタルコンサルタンツ（以下「乙」という。）、アイサンテクノロジー株式会社（以下「丙」という。）及び Intelligence Design 株式会社（以下「丁」という。）は、飯田市の都市サービスにおけるデジタル技術の実装の実施について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲、乙、丙及び丁（以下「四者」という。）が相互の密接な連携・協力により、四者の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、ビッグデータ、AI、IoT等のデジタル技術を活用した都市サービスの高度化の実装を通じて、地域の賑わい創出と安全・安心な移動の確保など、リニア中央新幹線駅の整備効果を波及するまちづくりを進め、もって地域の振興に資することを目的とする。

### （連携の内容）

第2条 四者は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について連携して取り組むものとする。

- (1) 飯田市版データ連携基盤に関すること。
- (2) リニア中央新幹線駅を中心とした周辺地域のまちづくりに関すること。
- (3) 飯田市の都市サービスの高度化に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な取組に関すること。

2 連携事項を効果的に推進するための具体的な実施事項、遵守事項等については、四者で協議の上、決定する。

### （協力の要請及び対応）

第3条 甲は、前条第1項の協力を要請する場合には、原則として、文書により行うものとする。ただし、事態が切迫して文書によることができない場合は、電話その他の方法によることができる。

2 前項ただし書の場合において、甲は、事後速やかに要請の内容を記載した文書を乙、丙及び丁に送付する。

3 甲から前条第1項の協力の要請があった場合において、四者は当該協力の内容を協議のもと決定する。

4 乙、丙及び丁は、第1項に基づき協力した場合は、甲に対し文書により報告を求めることができる。

(費用の負担)

第4条 乙が第2条第1項の協力を行うために要した費用の負担については、その都度、四者で協議する。

(連絡責任者)

第5条 本協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙は、連絡責任者を定め、本協定締結後、速やかに文書により他当事者に通知するものとする。

2 連絡責任者に変更があった場合は、速やかに文書により他当事者に通知するものとする。

(情報管理)

第6条 四者は、本協定に基づき知り得た情報の管理を徹底するものとし、情報開示者の書面による事前の承諾なしに本協定の目的以外で使用し、第三者に公表し、又は漏らしてはならない。

(知的財産権)

第7条 本協定に従って協働で行った技術開発により生じた知的財産権の扱いは、別途協議により定める。

(本協定の有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、協定締結日の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、四者のいずれかが書面をもって協定の終了を通知しない限り、同一の内容をもってさらに1年間、本協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

2 四者は、前項の規定にかかわらず、解約予定日の1か月前までに書面により他当事者に通知することにより、本協定を解約できるものとする。この場合、解約を申し入れた当事者以外の当事者において本協定を存続させることもできるものとする。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項又は協定に関し疑義が生じたときは、その都度四者で協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書4通を作成し、四者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 長野県飯田市大久保町2534番地  
飯田市  
飯田市長

---

乙 東京都渋谷区本町3-12-1住友不動産西新宿ビル6号館  
株式会社オリエンタルコンサルタンツ  
代表取締役社長

---

丙 愛知県名古屋市中区錦3丁目7-14ATビル  
アイサンテクノロジー株式会社  
代表取締役社長

---

丁 東京都渋谷区神宮前6-28-5-4F  
Intelligence Design 株式会社  
代表取締役社長

---